

国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第21条第2項の規定に基づき、東京農工大学全学計画評価委員会(以下「委員会」という。)の所掌事項、組織等必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>本則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第21条の2第2項の規定に基づき、東京農工大学全学計画評価委員会(以下「委員会」という。)の所掌事項、組織等必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>組織運営規則の改正に伴う改正</p>

附 則 (令和4年1月27日教規程第50号)

この規程は、令和4年1月27日から施行する。